

資料編

【目 次】

1	基本計画策定の経過	57
2	諮問書	59
3	第一次提言（南河内中学校区小中一貫教育推進における提言）	60
4	第二次提言（下野市南河内中学校区義務教育学校基本構想）	64
5	第三次提言（下野市南河内中学校区義務教育学校整備基本計画）	78
6	南河内中学校区小中一貫教育推進協議会名簿	80
7	南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱	82

基本計画策定の経過

年 度	月 日	協議会・内容など
平成28年度	6月16日	第1回下野市総合教育会議 ・諮問案決定
	7月 1日	第1回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・市からの諮問
	8月22日	第2回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・各小中学校の現状（施設見学、施設・学力等） ・小中一貫教育の成果
	10月11日	第3回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・現状、課題の確認 ・委員からの提案
	11月15日	第4回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・義務教育学校の特徴とメリット、デメリット ・先進地の小中一貫教育の成果 ・市としての方向性
	12月 9日	地域・保護者説明会（会場：吉田東小学校）
	12月12日	地域・保護者説明会（会場：南河内中学校）
	12月13日	地域・保護者説明会（会場：薬師寺小学校）
	12月19日	地域・保護者説明会（会場：吉田西小学校）
	1月24日	第5回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・第一次提言書（素案）
	2月14日	第6回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・第一次提言書の決定
	2月24日	第2回下野市総合教育会議 ・諮問に対する提言（第一次提言）
	平成29年度	4月15日
6月27日		第1回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・南河内中学校区義務教育学校基本構想（素案）
7月24日		第2回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・南河内中学校区義務教育学校基本構想（案）
8月17日		第1回下野市総合教育会議 ・諮問に対する提言（第二次提言）
10月 4日		第1回プロポーザル選定委員会（基本計画策定業務） ・仕様、選定基準
11月14日		第2回プロポーザル選定委員会（基本計画策定業務） ・事業者特定
11月25日		地域・保護者説明会（会場：南河内中学校）
3月19日		第3回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・南河内中学校区義務教育学校整備基本計画（素案）
平成30年度	4月18日	保護者説明会（薬師寺小学校PTA総会）
	4月25日	保護者説明会（吉田東小学校PTA総会）
	4月26日	第1回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 ・南河内中学校区義務教育学校整備基本計画（案）
	4月27日	保護者説明会（吉田西小学校PTA総会）
	5月 2日	保護者説明会（南河内中学校PTA総会）
	5月18日	第1回下野市総合教育会議 ・諮問に対する提言（第三次提言）

平成28年7月1日

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会会長 様

下野市長 広瀬 寿雄

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱（平成27年下野市教育委員会告示第30号）第2条の規定に基づき、次の事項について検討のうえ、提言いただきたく、別紙理由書を添えて諮問いたします。

（諮 問 事 項）

- 1 義務教育学校導入の効果等の検証
- 2 望ましい学校配置・教育の在り方について

諮 問 理 由

現在、学校現場においては、いじめや暴力行為等の問題行動への対応や、中学校進学時に教科担任制になること（中一ギャップ）、学習内容の高度化についていけない生徒の学力不振、新たな人間関係への不安等による不登校の増加など、様々な教育課題が顕著となっております。

これらの課題に加え、下野市においては、現在、児童数が80人以下の小規模校が4校あり、これらの小学校では、児童数や教職員数が少ないことによる人間関係の固定化や学習活動の制限など、児童が豊かな社会性を育む上での妨げとなっております。

このような中、「中央教育審議会答申」において、柔軟で効果的な教育が可能となる制度の一つとして、「小中一貫教育」が提言され、平成27年6月には、小・中学校9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が制度化されました。

今般の国の教育改革を見据え、前述した教育課題の解消と、さらなる教育環境の充実を図るため、本市において、この新しい教育システム（義務教育学校）を導入することの教育効果等を検証いただき、その上で、「下野市学校適正配置基本計画」（平成25年11月策定）に基づき、南河内中学校区における望ましい学校配置と教育の在り方（具体的構想等）について提言願います。

第一次提言

平成29年2月24日

下野市長 広瀬 寿雄 様

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会
会 長 石嶋 和夫

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会への諮問に対する提言について
(第一次提言)

平成28年7月1日に南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱(平成27年下野市教育委員会告示第30号)第2条の規定に基づき、諮問のありました事項について審議した結果、別紙のとおり提言いたします。

南河内中学校区小中一貫教育推進における提言（第一次提言）

本市では、平成25年11月、小中学校のより良い教育環境の充実を図るため、「下野市学校適正配置基本計画」を策定し、学校現場における課題とその解決に向けた考え方や取組を示しました。この計画において、南河内中学校区は『将来的に小中一貫教育の推進を図る学校区』として位置づけられ、中学校区単位での学校のあり方や教育環境について、教育振興に関する協議会を設置し、検討を進めていくこととしました。

これらを踏まえ、本年度、南河内中学校区における小中一貫教育を推進するための南河内中学校区小中一貫教育推進協議会が設置されました。本協議会では、平成28年7月1日、下野市長からの南河内中学校区における小中一貫教育推進の諮問を受け、これまで6回の協議会を開催し、その中で各小中学校の現状と課題や地域・保護者説明会の意見等を踏まえ、本中学校区におけるより良い教育環境の充実に向け、慎重に審議を重ねてまいりました。

この度、南河内中学校区における新たな教育環境づくりの第一歩として、次のとおり提言（第一次提言）いたします。

今回の提言後も、引き続き本協議会を開催し、新たな教育システムや教育の在り方、また、義務教育学校開設に向けての具体的な構想について審議を進めることとし、段階的に提言を行っていくことといたします。

提言 1

南河内中学校区に義務教育学校を導入する

南河内中学校区小中学校の学力の一端を全国学力・学習状況調査の結果から考察すると、国語、算数・数学、いずれの教科においても伸び悩んでいる状況であり、学習状況の大きな改善が必要と考えます。

また、少人数の学年集団であるために、人間関係が固定化し切磋琢磨する場面が少ない状況であり、「学びに向かう力」や「自ら学ぶ力」が低い傾向にあります。

これらの状況を改善するためには、集団の中での「学び合い」、「育ち合い」が有効であり、他者の様々な意見や考えに気づき、「なぜそうなのか?」「どうしてそうなるのか?」といった探究的な学びの繰り返しが有効と言えます。そのためには、適正規模の集団の中で学習できる環境が必要であります。その環境は子どもたちが切磋琢磨できる環境でもあり、児童生徒一人一人の学力に応じた学びを確保し、相乗効果により全ての児童生徒の学力向上につながるものと考えます。

さらに、児童生徒の心身の発達の早期化や中学進学時の中一ギャップ等への対応についても、義務教育9年間の一貫した教育活動の中で、学年段階の区切りを工夫することや早くから教科担任制を導入することなどにより効果が期待できると考えます。

以上のことから、適正な人数の集団を確保し、一つの教育目標による9年間の一貫した学びが実現できる義務教育学校の導入は、南河内中学校区に適していると考えます。

提言 2

義務教育学校は施設一体型とする

南河内中学校区において、固定化された人間関係を改善することが難しい現状があり、「挑戦する姿勢」や「自己表現力」の伸長が望まれます。また、小学校での学習のつまずきが、教科担任制となる中学校での学習に大きく影響していると考えられます。

これらを改善するためには、1～9年生担当の教職員が同一校内にいることにより、学習のつまずきに対して、前学年までの既習内容に戻ってその確実な定着を図るなどの補足的な学習を効果的に行うことができるとともに、発展的な学習を望む児童生徒に対しても、適切な指導や支援が可能となる施設一体型の義務教育学校が大変有効であり、児童生徒一人一人の学力の向上につなげることができると考えます。

さらに、1～9年生が同じ施設内で生活することで、異年齢集団での交流が盛んになり、学年を越えた児童生徒の様々な関わりの中で、自己有用感や自己肯定感が増し、何事にも自信をもって取り組むことができるようになると思います。

提言 3

施設は現南河内中学校の敷地内に設置する

現在、3つの小学校の卒業生のほとんどが南河内中学校に進学しており、南河内中学校の敷地内に設置する義務教育学校に通学することについては、距離の面でも児童生徒の気持ちの面でも抵抗が少ないと判断します。

また、南河内中学校の校舎は、平成元～2年に建設された建物で、築26年程度と比較的新しく、且つ平成29年度から大規模改修が予定されております。

一方3つの小学校は、昭和41～44年に建設された建物であり、築47～50年が経過している状況であります。

これらの建物は、公共施設の耐用年数50年を迎えることから、新設される義務教育学校は、現南河内中学校の校舎・敷地を活用し、不足する教室等については校舎を新築し対応することが有効と考えます。

第二次提言

平成29年8月17日

下野市長 広瀬 寿雄 様

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会
会 長 石嶋 和夫

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会への諮問に対する提言について
(第二次提言)

平成28年7月1日に南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱(平成27年下野市教育委員会告示第30号)第2条の規定に基づき、諮問のありました事項について審議した結果、別紙のとおり「下野市南河内中学校区義務教育学校基本構想(案)」として提言いたします。

下野市南河内中学校区 義務教育学校基本構想

平成29年8月
下野市・下野市教育委員会

はじめに

小中一貫教育は、義務教育9年間を一つの教育課程で進めることにより、9年間を見通した段階的かつ系統的指導が可能となり、学力の向上とともに語学力やコミュニケーション能力、主体性、積極性、ふるさとや伝統文化を大切にしながら異文化を理解できる力等を育成するために大変有効であると考えております。

下野市においては、平成20年より8年間、小中連携教育を推進し、学力の向上、中1ギャップの解消、小中学校9年間の一貫した教育を行うことについての教職員への意識付け等、様々な成果をあげてきたところです。今後は、これらの成果を踏まえて、9年間の一貫した継続指導を行うという新しい教育システムを導入することにより、さらに充実した質の高い教育を実現していくことを目指します。

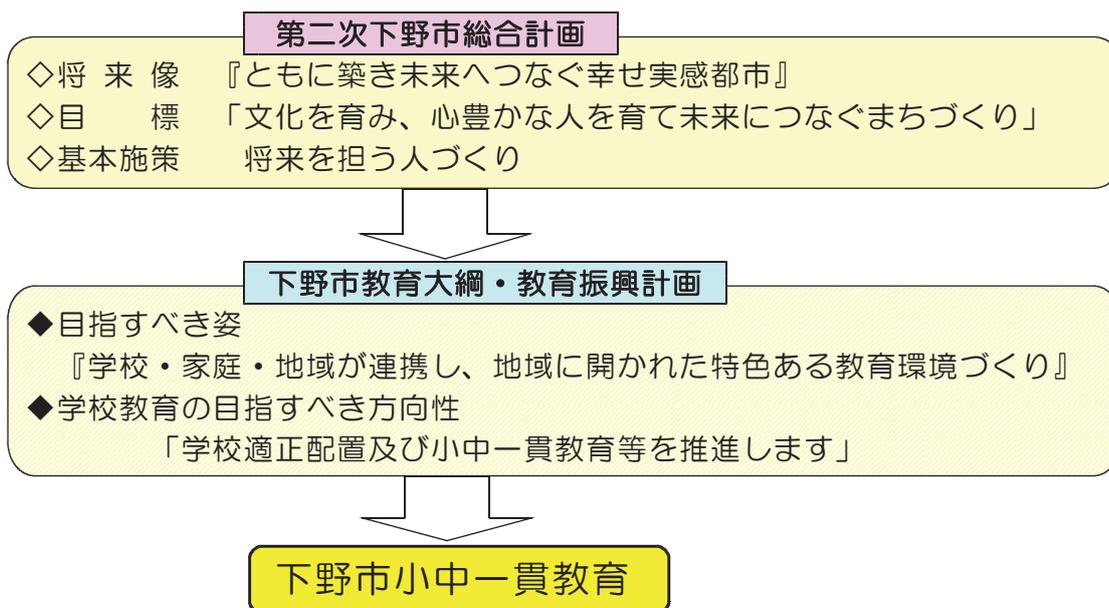
新しい教育システムでは、「学力・体力の向上」、「下野市ならではの教育資源を活かした学校園の創造」、「学校を中心とした地域コミュニティの活性化」等の実現を、本市の小中一貫教育が目指す学校像として位置づけます。

特に南河内中学校区においては、教育振興に関する協議会を設置し、関係委員を交えて、小中一貫教育のありかた等について検討し、その方向性を示してまいります。

以上のことを踏まえ、平成28年7月より南河内中学校区小中一貫教育推進協議会において検討を重ねた結果、「施設一体型の義務教育学校の創設が望ましい」との結論に至り、平成29年2月、下野市総合教育会議において義務教育学校の創設が決定いたしました。

この基本構想は、南河内中学校区における義務教育学校の創設にあたり、本市の小中一貫教育基本方針や義務教育学校の開校に向けて必要となる主な事項等を示したものです。

〈小中一貫教育の位置づけ〉



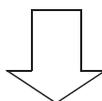
I 下野市の小中一貫教育基本方針

1 小中一貫教育のねらい

9年間の一貫した継続指導を行うという新しい教育システムを導入することにより、「学力・体力の向上」、「下野市ならではの教育資源を活かした学校園の創造」、「学校を中心とした地域コミュニティの活性化」等の実現を目指します。

下野ファミリー教育活動の推進

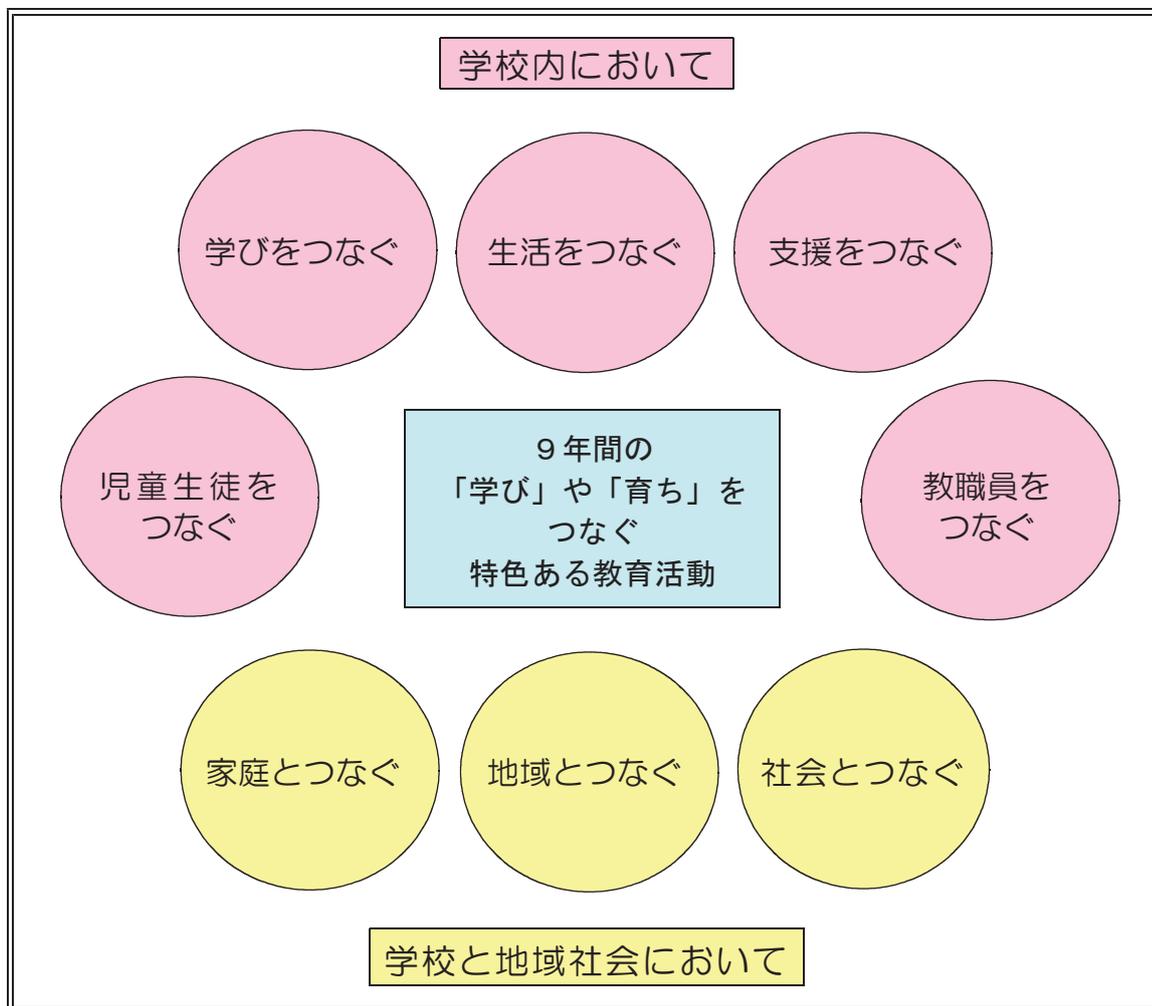
〈当たり前前々を当たり前にする〉



下野市小中一貫教育のねらい				
学力・体力の向上		下野市ならではの教育資源を活かした学校園の創造		学校を中心とした地域コミュニティの活性化
基礎学力の定着による学力の向上	体力の維持向上による心身の健康維持	郷土の歴史や自然と関わる学習活動による豊かな心の育成	様々な体験・学習活動等による職業人としての基礎の育成	様々な交流活動による人や社会とかかわる力（コミュニケーション力）の育成

2 小中一貫教育のコンセプト

下野市の小中一貫教育は、「学力・体力の向上」、「下野市ならではの教育資源を活かした学校園の創造」、「学校を中心とした地域コミュニティの活性化」等の実現のため、一つ一つの学びや育ちをつなぎます。



学校内において

『学びをつなぐ』

「学びをつなぐ」では、小中学校の学習方法や学習内容の継続性を大切に、家庭学習においても発達段階に応じた学習を提案します。

『生活をつなぐ』

「生活をつなぐ」では、児童生徒の情報を教職員間で共有し、より良い生活や人間関係を築こうとする態度を育成するための継続的な指導を行います。

『支援をつなぐ』

「支援をつなぐ」では、児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育を行うとともに、特に特別な支援を必要とする児童生徒については、支援に関する情報の共有・引継ぎを確実にし、指導の充実を図ります。

『児童生徒をつなぐ』

「児童生徒をつなぐ」では、小学校1年生から中学校3年生までの子どもたちが、児童生徒会活動や縦割り活動等を通して、互いを高め合います。

『教職員をつなぐ』

「教職員をつなぐ」では、小中学校の教職員が目指す子ども像の具現化を目指して、児童生徒の情報や指導方法の共有による組織的・機能的な指導や支援を展開します。

学校と地域社会において

『家庭とつなぐ』

「家庭とつなぐ」では、学校からの各種たより等による情報の提供や保護者・家庭との連携により、発達段階に応じた学習習慣や基本的生活習慣づくりを支援します。

『地域とつなぐ』

「地域とつなぐ」では「学校運営協議会」制度を導入し、コミュニティスクールとして地域とつながります。

『社会とつなぐ』

「社会とつなぐ」では、小中学校の児童生徒や地域の方々との多様な交流により、人や社会と関わる力を育成し、自己有用感・自己肯定感の高揚を図ります。

3 本市における小中一貫教育の学びや育ちの姿

- ① 小中学校教職員の連携強化に基づいた、継続性のある発達段階に応じた教育の実践による学力・体力の向上
- ② 9年間を見通した児童生徒指導による、いじめの根絶と長期欠席児童生徒数の縮減
- ③ ファミリエ下野市民運動・下野市子ども未来プロジェクトの組織的推進による、自ら進んで人や社会と関わるができる力の育成
- ④ ふるさと学習の充実による、郷土の歴史やよさを語れる児童生徒の育成
- ⑤ 英語教育・道徳教育・キャリア教育・情報教育等の充実による、広い視野をもった世界で活躍できる児童生徒の育成

Ⅱ 南河内中学校区義務教育学校基本構想

1 学校運営の基本

～地域とともにある学校づくりを進めます～

学校運営協議会制度を導入したコミュニティスクールとして、地域代表者や学識経験者から構成する学校運営協議会の委員を中心に学校運営に参画していただき、地域の教育力を活かした学校づくりを展開していきます。

2 学校教育の理念

「ふるさとを愛し 歴史の上に未来を拓き
夢に羽ばたく 子どもを育てます」

※理念に基づく4つの柱

(1) 異年齢交流活動

1年生から9年生という幅広い年齢層での様々な交流活動の中で、上学年の生徒はリーダー性を発揮したり下学年児童のサポートをしたりすることで、自己有用感や自己肯定感を高め、下学年の児童は自身の将来像を上級生に重ねて行動するようになります。

(2) ふるさと学習

本学校区には、奈良時代の仏教施策を担う重要な寺院として位置づけられていた、日本三戒壇の一つである下野薬師寺跡があります。また、3つの小学校はそれぞれ140年以上の歴史と伝統をもつ学校です。さらに全国でも生息地が2か所しかなく最高ランクの絶滅危惧種に指定されている「トウサワトラノオ」の保全地もあります。このような郷土の歴史や伝統文化、自然等について学ぶことで、郷土に誇りをもち、そのよさを語る児童生徒を育成します。

(3) 英語教育

世界の共通言語である英語の学習を通して、コミュニケーション力や異文化を理解する力を育成し、児童生徒一人一人の夢を実現する力を身につかせます。

(4) ICT・プログラミング教育

ICT機器を適切に活用したり、プログラミング教育を通してコンピュータに意図した処理を行うように指示したりする能力を培い、将来どのような職業にも必要とされる力である、論理的な思考力や問題解決能力などを育むとともに、ますます進展する情報社会に適應する力を育成します。

3 施設一体型義務教育学校で実現する具体的な姿

施設一体型の義務教育学校であることで、より大きな成果を期待することができる具体的な姿です。

〈学びをつなぐ〉

- 9年間を見通した構造的なカリキュラムに基づいた教育活動の実践
- 学力向上、学力の保証（英語教育、コミュニケーション力の充実）
- 教科担任制の実現
- 情報教育（ICT機器）やものづくり教育の充実

〈生活をつなぐ〉

- 9年間を貫く児童生徒指導、教育相談の充実

〈支援をつなぐ〉

- 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実
- 思いやりの心を育てる道徳教育や人権教育の充実

〈児童生徒をつなぐ〉

- 児童生徒会活動の充実、部活動や体力づくりによる体力の保証

〈教職員をつなぐ〉

- チーム学校として、一人一人の専門性を発揮できる職員組織の構築

〈家庭をつなぐ〉

- 一貫した学習習慣づくりや生活習慣づくりによる家庭教育力の向上

〈地域をつなぐ〉

- 学校運営協議会が核となり、学校と地域が一体となった諸活動の推進

〈社会をつなぐ〉

- 地域の方々や異年齢交流活動による、自主性の確立、自己有用感・自己肯定感の高揚

※「小中一貫教育のコンセプト」（P3）との主な関連を示しています。

4 義務教育学校の学年段階の区切り

☆学びのステージ

前期課程（1～6年）		後期課程（7～9年）	
第Ⅰ期（1～4年）	第Ⅱ期（5～7年）	第Ⅲ期（8～9年）	
学びの基礎をつくる時期	学びを広げる時期	自分らしい学びを深める時期	
繰り返し学習や具体的な操作活動を通して、義務教育で学ぶ基礎基本を身につけられようにします。	学んだ基礎をもとに論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身につけさせます。	学習した内容を自分の生き方と関連づけて考え、社会の中でよりよく生きることが出来る自信をはぐくみます。	
〈指導形態〉 ○学級担任制	〈指導形態〉 ○5・6年：一部教科担任制 ○7年：教科担任制	〈指導形態〉 ○教科担任制	

5 義務教育学校施設整備の基本的事項

南河内中学校敷地内に、施設一体型の義務教育学校用校舎を設置します。

(1) 校舎整備の構想

職員室を1つとし、6～9年生用の校舎は、現南河内中学校の校舎を大規模改修し活用します。1～5年生用の校舎は新設します。



(2) 学校規模・教職員組織

平成34年度の予測児童生徒数を参考に想定した学級数と教職員数です。

[児童生徒数、学級数]

	学 年	児童生徒数	学級数
前期課程	1	60	2
	2	87	3
	3	77	3
	4	69	2
	5	84	3
	6	90	3
	特別支援	4	2
	計	471	18
後期課程	7	89	3
	8	99	3
	9	65	2
	特別支援	6	2
	計	259	10
合計		730	28

[教職員数]

役 職	前期	後期	計
校長	1 (小中一貫教育 コーディネーター 1)		1 (+1)
教頭	1	1	2
教員	21	16	37
養護教諭	1	1	2
事務職員	1	1	2
学校支援員	3	1	4
合計	28	20	48 (+1)

※学級編制基準

- 1～3年：1学級35名
- 4～6年： // 40名
- 7～9年： // 35名

(3) 南河内中学校既存校舎概要

①施設規模

種別	面積	備考(内訳等)
敷地面積	34,531㎡	
校舎延床面積	5,439㎡	教室・特別教室等 4,996㎡
		技術室棟 250㎡
		給食室 193㎡
校庭面積	18,732㎡	
屋内運動場	2,161㎡	

②施設内容

- 普通教室 15教室
 特別教室 13室
 理科室、音楽室、美術室、被服室、コンピュータ室、木工室、金工室、
 図書室、他各準備室など
 管理諸室 6室
 校長室、職員室、保健室、放送室、印刷室、会議室、相談室など
 その他 2室
 給食室、ランチルーム(調理室)
 ※職員室は新校舎完成後、普通教室に分離

(4) 新設する校舎の施設内容

- 普通教室 17教室(1～5年教室×3学級、特別支援学級2)
 特別教室 12教室
 図書室(1)、理科室(1)、音楽室(1)、ものづくり室(1)、調理室(1)、
 メディア室(1)、英語室(1)
 理科準備室、音楽準備室、調理準備室、教材室(2)
 管理諸室 8室
 校長室、職員室、事務室、会議室(ヒストリールーム)、保健室、更衣室
 印刷室、給湯室
 その他 エレベーター、昇降口、正面玄関
 ※体育館は、増床または新設を検討する。
 ※プールは低学年用プール新設を検討する。

6 義務教育学校施設整備の基本方針

☆学ぶこと・教えることに魅力を感じる教育環境の整備☆

◇児童生徒の学びと交流の場が充実した学校を目指して

- ①学力・体力の向上を目指した教育活動のため、多様な学習形態や学習展開に柔軟に対応できる学習空間と運動施設の整備を図ります。
- ②快適に学習等ができるとともに、教えやすく活用しやすい施設の整備を図ります。
- ③1年生から9年生までが、様々な場面で交流することができ、豊かな人間関係づくりができる施設の整備を図ります。また、教職員の円滑な交流が図れる空間を充実させます。
- ④児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実を目指した施設の整備を図ります。

7 施設整備の方向性

(1) 児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

自然素材を活用し、児童生徒にとって健康面や精神面にやさしい施設とするなど、「学校保健安全法」の規定による「学校環境衛生基準」に基づき、児童生徒の健康に配慮した建物とするほか、国の「学校施設バリアフリー化推進指針」等に配慮し、段差解消、手すりの設置、通路の幅員の確保など学校施設のバリアフリー整備を検討します。

また、インクルーシブ教育を視野に入れ、ユニバーサルデザイン等、「障害者差別解消法」により求められる合理的配慮にも留意した学校施設のあり方を検討していきます。

(2) 安全・安心に配慮した校舎整備

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、地域の実情を踏まえた上で、自然災害に強く、防犯に配慮した校舎・施設の整備を検討します。

また、児童生徒の通学時、スクールバス、自転車、徒歩等、敷地内での安全が図れるよう配慮します。

(3) 地球環境に配慮した校舎整備

LED照明を採用するなど、エネルギー消費を縮減するとともに、自然環境への負荷の少ない施設とします。

また、環境教育の推進とあわせ、断熱性の高い窓ガラスの使用等を検討していきます。

(4) 維持管理しやすい校舎整備

維持管理のしやすい素材や空間形状、更新・変更の容易な建築設備や故障しにくい機器設備とし、維持管理費用の低減や施設・設備の長寿命化に配慮します。

また、防犯面においても管理しやすい設備となるよう配慮します。

(5) 地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備

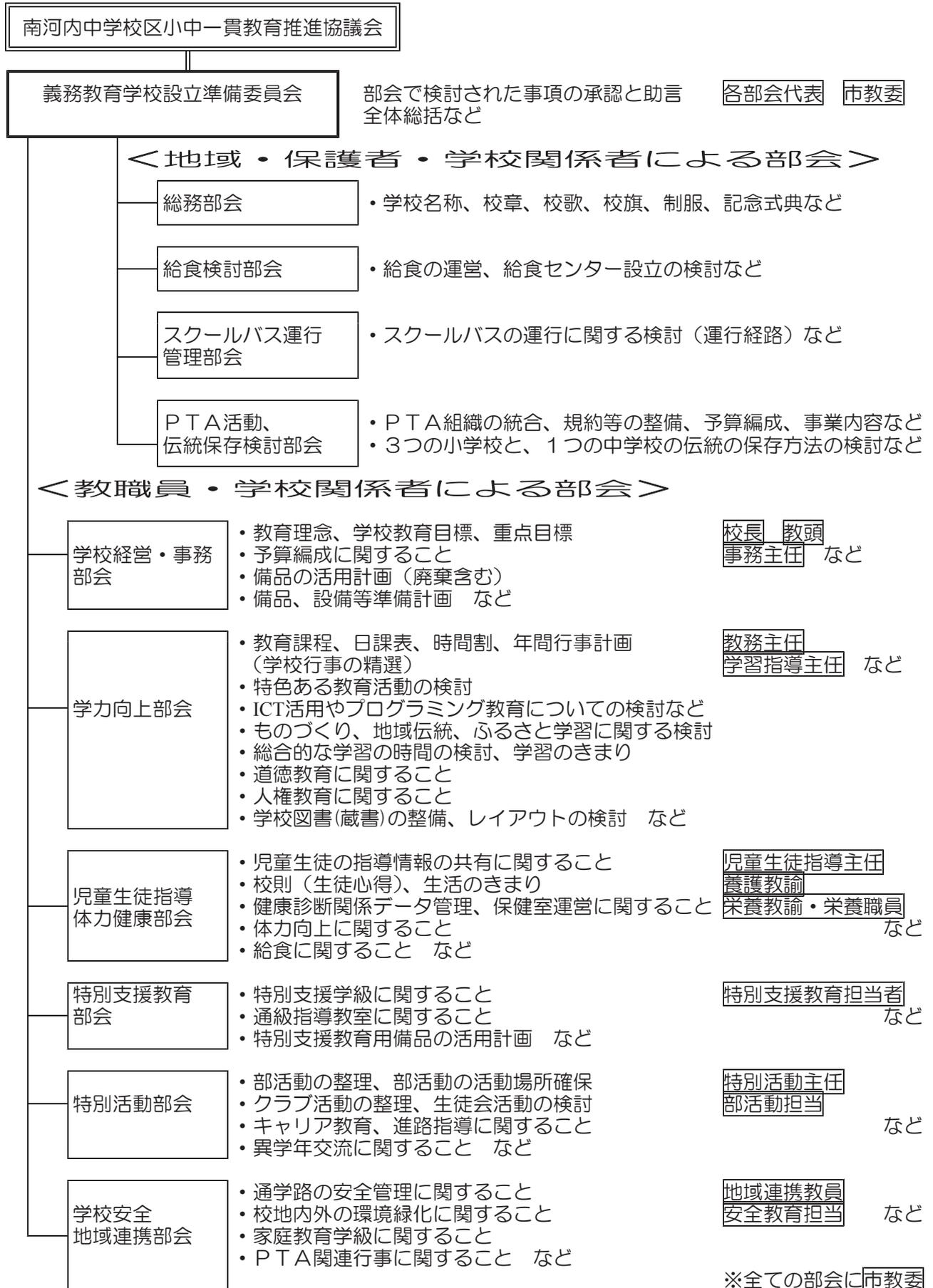
地域との連携が図れるような空間を充実させるとともに、地域の防災拠点の一つとしての機能や避難所としての役割を考慮し、施設・設備の安全性に配慮した施設の整備を検討します。

(6) 学校施設の多機能化と他の公共施設との複合化

学校運営に保護者や地域住民の力を生かすことにより児童生徒が抱える課題を解決し、かつ質の高い学校教育の提供を実現するため、学校施設の多機能化と他の公共施設との複合化を地域の実情を踏まえた上で検討していきます。

学校と市立図書館、市の体育施設や歴史文化施設等との複合化にあたっては、施設間の相互利用や共同利用等による学習・生活環境の高機能化、多機能化に寄与することや、児童生徒の学習と生活に支障のないことを考慮して計画します。

8 開校に向けた準備体制



第三次提言

平成30年5月18日

下野市長 広瀬 寿雄 様

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会
会 長 石嶋 和夫

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会への諮問に対する提言について
(第三次提言)

平成28年7月1日に南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱(平成27年下野市教育委員会告示第30号)第2条の規定に基づき、諮問のありました事項について審議した結果、別紙のとおり「下野市南河内中学校区義務教育学校整備基本計画(案)」として提言いたします。

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会名簿

(平成28年度)

No.	区分	氏名	備考
1	委員	日下田 英彦	南河内中学校長
2	委員	鈴木 一恵	薬師寺小学校長
3	委員	白石 恵子	吉田東小学校長
4	委員	中澤 清八	吉田西小学校長
5	委員	永吉 馨子	南河内中学校PTA会長
6	委員	飯野 文夫	薬師寺小学校PTA会長
7	委員	海老原 徹	吉田東小学校PTA会長
8	委員	齋藤 仁志	吉田西小学校PTA会長
9	委員	内木 秀雄	薬師寺幼稚園園長
10	委員	松本 賢一	下野市議会議員
11	委員	秋山 幸男	下野市議会議員
12	委員	大島 昌弘	下野市議会議員
13	委員	百武 亘	下野市自治会連絡協議会代表
14	会長	石嶋 和夫	宇都宮大学教育学部特任准教授
15	副会長	根本 典夫	学識経験者

事務局 (平成28年度)

No.	職名	氏名
1	教育次長	野澤 等
2	教育総務課長	坪山 仁
3	教育総務課長補佐	伊澤 仁一
4	学校教育課長	海老原 忠
5	学校教育課主幹	田澤 孝一
6	学校教育課主幹	西松 治彦

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会名簿

(平成29年度)

No.	区分	氏名	備考
1	委員	日下田 英彦	南河内中学校長
2	委員	鈴木 一恵	薬師寺小学校長
3	委員	白石 恵子	吉田東小学校長
4	委員	宮川 長一	吉田西小学校長
5	委員	高山 信夫	南河内中学校PTA会長
6	委員	高山 幸雄	薬師寺小学校PTA会長
7	委員	海老原 徹	吉田東小学校PTA監事
8	委員	齋藤 仁志	吉田西小学校PTA副会長
9	委員	内木 秀雄	薬師寺幼稚園園長
10	委員	松本 賢一	下野市議会議員
11	委員	秋山 幸男	下野市議会議員
12	委員	大島 昌弘	下野市議会議員
13	委員	百武 亘	下野市自治会連絡協議会代表
14	会長	石嶋 和夫	宇都宮大学教育学部特任准教授
15	副会長	根本 典夫	学識経験者

事務局 (平成29年度)

No.	職名	氏名
1	教育次長	坪山 仁
2	教育総務課長	小谷野雅美
3	教育総務課長補佐	伊澤 仁一
4	学校教育課長	海老原 忠
5	学校教育課長補佐	田澤 孝一
6	学校教育課主幹	西松 治彦

南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱

平成28年3月17日

教育委員会告示第30号

改正 平成28年5月19日教委告示第5号

(設置)

第1条 平成25年11月に策定した「下野市学校適正配置基本計画」に示された南河内中学校区における小規模校の小中一貫教育（以下「小中一貫教育」という。）を推進するため、南河内中学校区小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、下野市総合教育会議に提言するものとする。

- (1) 小中一貫教育の基本的な構想及び方針に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程に関すること。
- (3) 小中一貫教育の人的交流に関すること。
- (4) 小中一貫教育の推進体制に関すること。
- (5) その他小中一貫教育に関する必要な事項

(平28教委告示5・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) PTAの代表者
- (3) 地域の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、特に必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月19日教委告示第5号）

この告示は、平成28年5月19日から施行する。

下野市南河内中学校区義務教育学校整備基本計画

平成30年5月

編集・発行 下野市教育委員会学校教育課

〒329-0492 下野市笹原26番地

電話 0285-32-8918

FAX 0285-32-8610

メールアドレス gakkoukyouiku@city.shimotsuke.lg.jp

